神石高原町移住支援金

東京２３区等から神石高原町に移住し、広島県マッチングサイトに掲載の企業に就職した方や、テレワークで移住前の業務を継続される方などに最高１００万円。さらに１８歳未満の子どもがいる場合は、１人につき１００万円加算した額を予算の範囲内で助成します。

対象者

つぎの1～7のすべてに該当し、就職、テレワーク、起業のいずれかの要件を満たす方

1　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、かつ、移住直前に連続して１年以上、東京２３区内または東京圏に在住し、東京２３区内に通勤していたこと。
2　令和７年４月１日以降に、申請者を含む該当の世帯構成員が神石高原町に転入したこと。
3　移住支援金の申請時において、申請者を含む該当の世帯構成員が転入後１年以内であること。
4　移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思があること。
5　暴力団員でないこと。
6　町税等の滞納がないこと。
7　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうちの下記以外の地域
【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町【千葉県】銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町【神奈川県】三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

★就業
【一般の場合】・・・①～⑦のすべてに該当すること。
【専門人材の場合】・・・③、⑤、⑥、⑦、⑧のすべてに該当すること。

① 就業先が、移住支援金の対象として広島県のマッチングサイトに掲載している求人であること。※マッチングサイト（ひろしまワークス）https://www.hiroshimaworks.jp/
② ３親等以内の親族が代表者などの経営を担う職務を務めている法人等への就業の場合、勤務地（就業場所）が神石高原町内であること。
③ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
④ 求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
⑤ 当該法人に、５年以上継続して勤務する意思を有していること。
⑥ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
⑦ 勤務地が広島県内に所在すること。
⑧ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職が前提でないこと。

★テレワーク（すべてに該当すること）
① 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合で、移住先を生活の本

拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
② 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
③ 所属先企業等から資金提供をされてないこと。

★起業
「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

★関係人口に関する要件
下記①、②のいずれかに該当し、かつ③～⑥のいずれかに該当すること。
【支給対象者の要件】
① 神石高原町の地域づくり団体が関わる地域づくり活動、または、神石高原町の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。
② 神石高原町に居住経験のある者。
【地域の担い手確保の要件】
③ 農林水産業に就業する者。
④ 家業等へ就業する者。
⑤ 神石高原町が認めた企業に就業した者。
⑥ 自治振興会や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。及び地域の担い手の確保に資する要件を満たすこと。

支援金支給額
1 単身の方　　６０万円
2 ２人以上の世帯の方　　１００万円
※１８歳未満の世帯員がいる場合　１８歳未満の方１人につき１００万円を加算

注意事項
1 「ひろしまワークス」には、移住支援金の対象とならない一般求人も掲載されています。移住支援金対象の求人の検索は、「ひろしまワークス」内の「仕事を探す」のページで、「移住支援金対象企業から探す」にチェックして検索してください。対象求人は「移住支援金対象」と表示されています。
2 年度内に受付できる申請数の制限で移住時期によって支援金が受けられない場合もあります。必ず移住前に、確認ください。※起業支援金に関するお問い合わせは、広島県地域政策局地域力創造課までお願いします。

提出書類
申請できる期間は、転入後１年以内の期間です。
※就業の場合は、対象法人に在職していることが必要です。
1 移住支援金交付申請書（様式第１号）
2 移住支援金の交付申請に関する誓約事項(様式１号別紙１）
3 町税納付状況調査同意書
4 就業証明書(様式２号）

5　申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し
6　戸籍の附票等(直近１０年間で通算５年以上かつ連続して１年以上、東京圏に在住していたことがわかるもの）※該当世帯員分
7　神石高原町に移住後の住民票の写し等（転入後１年以内であることがわかるもの）※該当世帯員分
8　移住支援金交付請求書（様式第６号）
9　その他必要書類

申請書類提出先

役場本庁未来創造課または各支所町民課